

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○保安林の指定施業要件の変更予定…（産業労働局農林水産部森林課）…二

公告

○開発行為に関する工事完了…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三

告示

●東京都告示第七百十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第六百二十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月十二日

東京都知事 小池 百合子

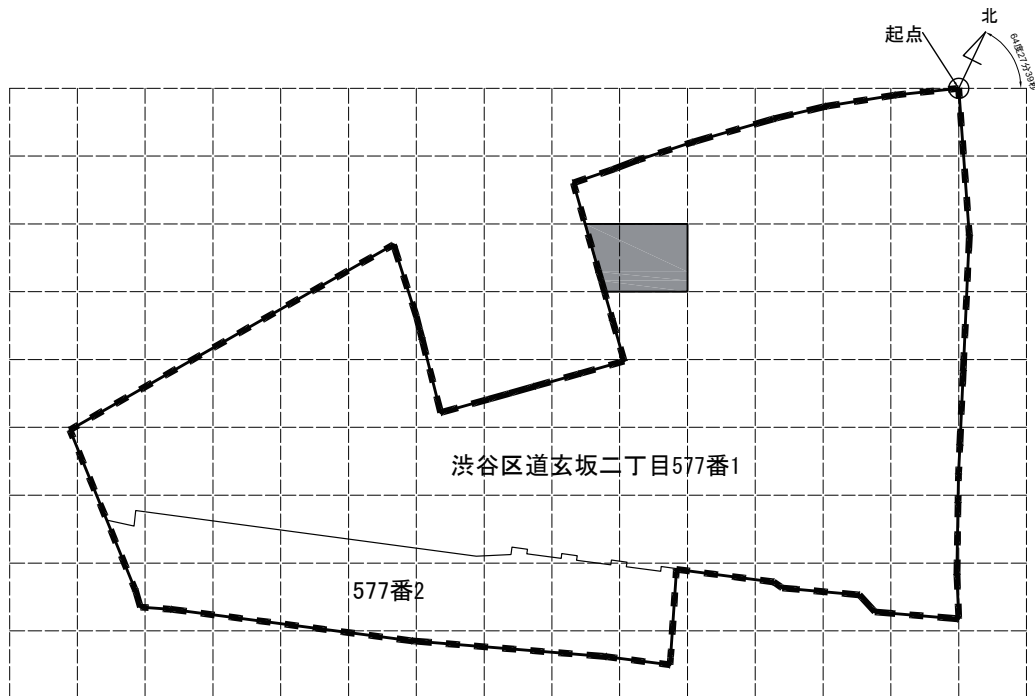
一 指定を解除する区域 別図のとおり（渋谷区道玄坂二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 勘地境界
- - - 調査対象地
- 筆境界
- - - 単位区画線
- 指定を解除する区域

【起点】

起点は、渋谷区道玄坂二丁目577番1の最北端とする。

【格子の回転角度（64度27分39秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西南方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので告示する。

令和六年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青梅市沢井二丁目六四四番一

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。
青梅市沢井二丁目六四四番一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐は択伐による。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年六月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

調布市深大寺南町四丁目二番二、同番二地先、同番五及び三番五から同番八まで
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 樋口 賀大

東村山市栄町一丁目三十番二
地八
埼玉県飯能市大字双柳五番
青木土木工業株式会社
代表取締役 青木 享洋

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号	101-0051